

児童手当 が平成24年4月から始まりました

福祉係

申請手続き

平成24年3月末日に子ども手当の認定を受けている方は、自動的に児童手当の受給者と認められますので、改めて申請の必要はありません。

ただし、出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合は、手続きが必要となります。

(※公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。)

支給対象者

町内に居住し、中学校3年生までの児童を養育している方

支給月額

支給対象児童		支給額
0歳～3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限以上の者		5,000円



所得制限 (平成24年6月から導入)

(単位：万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※6月から導入される所得制限の手当は平成24年10月振込になります。

手当の支払方法・支払時期

手当の支給月は、6月・10月・2月に口座振込で支給されます。

※平成24年6月支給分については、2月・3月分の子ども手当と

4月・5月分の児童手当が支給されることとなります。



「たてしな環境フェア2012」開催に伴う実行委員を募集します

昨年は、10月2日(日)に権現山運動公園屋内運動場をメイン会場に開催しましたが、本年も「たてしな環境フェア2012」を計画しております。楽しくエコライフを学んでいただくイベントを行いたいと考えています。

つきましては、個人、事業所で、この趣旨にご賛同いただける実行委員さんを募集致します。5月25日(金)までに実行委員会事務局 役場町民課環境保健係へ申込みをお願いします。

環境保健係